

税の申告は正しくお早めに

所得税および復興特別所得税の確定申告(以下「確定申告」)、市・県民税の申告(以下「住民税申告」)が始まります。期限内に忘れず申告してください。パソコンやスマートフォンを使えば、申告会場に行かなくても手軽に、いつでも、待ち時間なく確定

申告を行え、大変便利です。利便性の向上に加え、混雑緩和および新型コロナウイルス感染症防止のため、できる限りインターネットでの申告をお願いします。詳しくは、[☎税務課\(☎2113\)](mailto:tax@2113)へ。

(別表2) 申告に必要な書類など

対象	必要書類など	
申告者全員	黒のボールペン、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類	
還付申告の場合	申告者本人の口座番号の分かるもの(通帳など)	
前年度確定申告をしている人	高崎税務署から送られる「令和3年分確定申告のお知らせ」はがきまたは通知書、利用者識別番号のお知らせ	
所得に関するもの	給与・年金所得	源泉徴収票※1
	事業(営業・農業)、不動産所得	収支内訳書(前もって記載すること)
	雑・一時所得	収入・経費が分かる書類
	配当所得	支払通知、特定口座年間取引報告書
控除に関するもの	社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など
	生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類
	地震保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類
	医療費控除	医療費控除の明細書、医療費のお知らせ、おむつ使用証明書など
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
	寄付金控除	寄付金の領収書など(ふるさと納税でワンストップ特例の申請をしても領収書が必要です)
	雑損控除	災害などにより住宅や家財に損害を受け、やむを得ない支出をした金額についての領収書、罹災証明書など※2

※1 税制改正で条件を満たせば源泉徴収票等の添付が必要なくなりましたが、市は通常より早く申告受付を開始している都合上、源泉徴収票などがが必要です
 ※2 台風などの災害による住宅や家財の損害は雑損控除ですが、農業の損害は農業所得の必要経費に算入します

インターネットで確定申告

確定申告は、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」で作成・提出ができます。パソコンやスマートフォンから利用できますので、医療費控除やふるさと納税に関する確定申告はこちらで行ってください。詳しくは、右の2次元コードからe-Taxのホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)を確認してください。



市での申告相談について

インターネットでの申告の仕方がよく分からない人や、インターネット環境がない人などについて、今年の1月1日現在で本市に住んでいる人を対象に、確定申告書作成の補助および住民税申告の受け付けを別表1のとおり行います。会場は大変混雑し、感染症拡大リスクが非常に高い状況となります。来場の際は、十分な感染症予防対策をお願いします。

自分が確定申告をする必要があるかどうかは、4ページにあるフローチャートを参考に、確認してください。フローチャートを見ても申告が必要かよく分からないという人は、申告会場(☎2251)へ問い合わせてください。

なお、税務署の指導により、次の添付書類を申告相談受付職員が作成することはできません。申告者本人があらかじめ作成してください。

- ▷収支内訳書(営業所得、農業所得、不動産所得など)
- ▷医療費控除の明細書

※収支内訳書様式などは、確定申告会場または税務課にあります。国税庁ホームページからもダウンロードできます

高崎税務署での確定申告は2月14日から

とき 2月14日(月)～3月15日(火)午前9時～午後4時 ※土・日曜日、祝日を除く

※2月20日(日)・27日(日)は受け付けを行います

ところ ピエント高崎(高崎市間屋町2-7)

※期間中は高崎税務署に相談窓口がありません。確定申告に関する問い合わせは、高崎税務署(☎027-322-4711)またはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)へ

国税庁の税務相談チャットボット「税務職員ふたば」

所得税に関する質問について、メニュー選択やキーワード入力で回答するAIシステムです。曜日や時間に関係なく気軽に質問できますので、ぜひ活用してください。



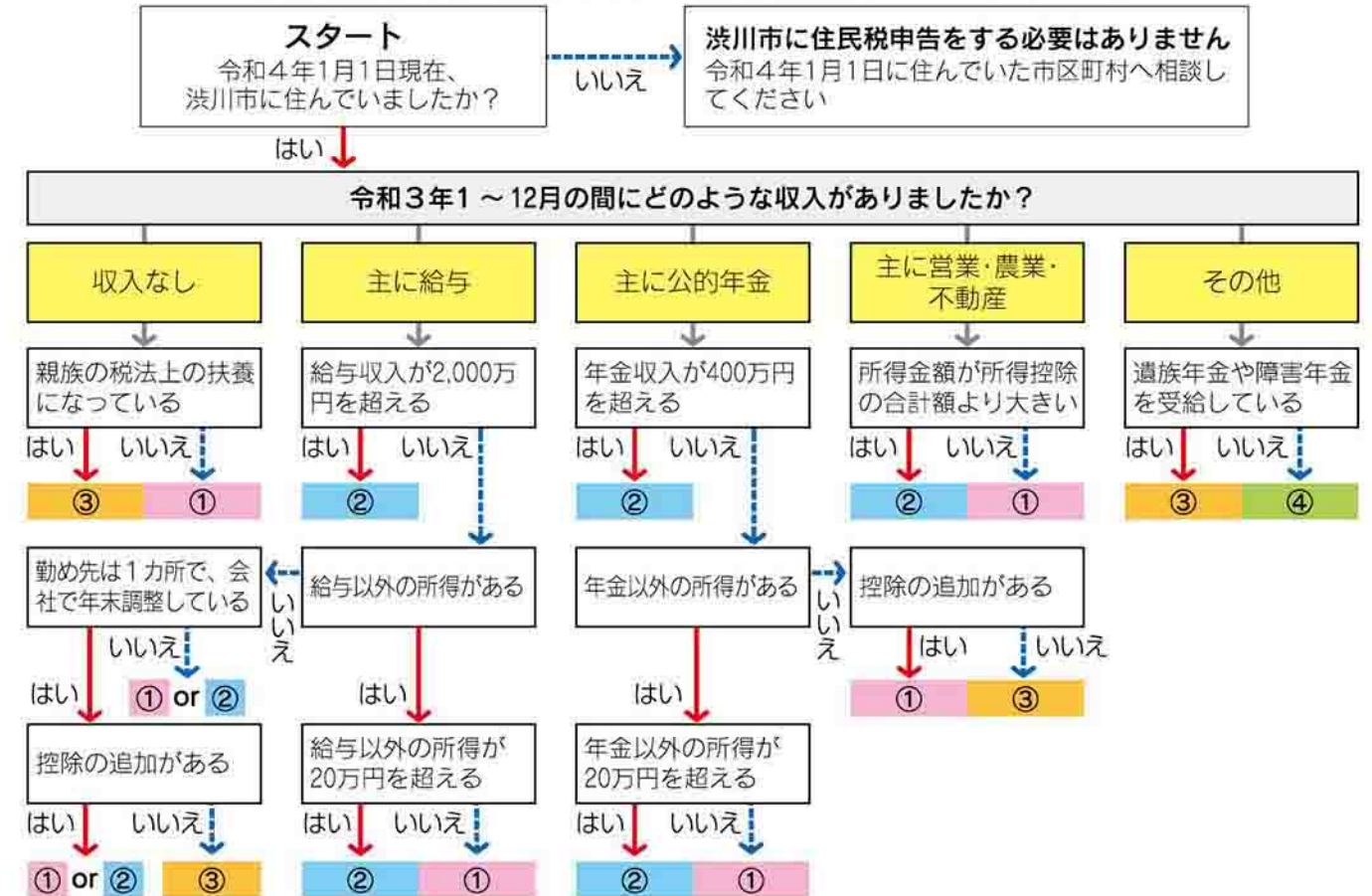
▲税務職員ふたばはこちら

(別表1) 住民税・所得税等申告会場など案内

ところ	とき	受付内容
本庁舎1階 第二受付	2月1日(火)～3月15日(火) 午前9時～正午 午後1時～4時	住民税申告 所得税などの確定申告
行政サービスセンター	2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～正午 午後1時～4時	簡易な住民税申告 簡易な所得税の確定申告 ※事業所得(営業・農業・不動産)がある人は第二庁舎で申告してください

※第二庁舎と各行政センターでは受付期間や受付できる内容が異なりますので、注意してください
 ※受付は土・日曜日、祝日を除きます
 ※受付は午前・午後の部ともに終了時刻の30分前までです
 ※混雑状況により、午前中に来庁した人でも午後の部の受付となる場合があります
 ※第二庁舎では、電話による簡易な住民税申告も受け付けています。各行政センターでは、申告に関する電話での問い合わせは受け付けていません

住民税申告・確定申告の簡易判定フローチャート



【判定結果】

※フローチャートは一般的な例を示しています

① 住民税申告が必要です	簡易な内容なら電話申告が可能です。所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。
② 確定申告が必要です	所得税・復興特別所得税の確定申告を提出すれば、住民税の申告も行ったこととなります。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。
③ 申告をする必要はありません	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。
④ 申告が必要な場合があります	申告が必要な収入かどうか分からないときは問い合わせてください。なお、国民健康保険税の軽減措置や、国民年金保険料の申請免除を受ける場合、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、住民税の申告が必要です。

①住民税申告が必要ですと判定された人

別表2の書類を用意して、別表1の会場で申告してください。申告会場(☎2251)では、電話で簡易な住民税申告も受け付けています。

②確定申告が必要ですと判定された人

別表2の書類を用意して、インターネットまたは別表1の会場で申告してください。ただし、次の場合は市は受け付けできません。高崎税務署(ピエント高崎)で申告してください。
 <市で受付できないもの>▷山林所得や譲渡所得(土地建物、株式などの申告)▷初めて住宅借入金等特別控除を受ける人の確定申告▷青色申告▷令和2年分以前の確定申告▷その他特殊な内容の申告